\bigcirc 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第六十二号)

め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる 対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは

、これを加える。

	の他説明することが適当であると判断した事項について区分して
	制監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調すること又はそ
6 [同上]	6 第一項第五号に掲げる事項は、次に掲げる事項その他の内部統
[2~5 同上]	[2~5 略]
第六条 [同上]	第六条 [略]
(内部統制監査報告書の記載事項)	(内部統制監査報告書の記載事項)
2 [同上]	2 [略]
[一・二 同上]	[一•二 略]
長等」という。)に提出しなければならない。	財務局長等」という。)に提出しなければならない。
又は福岡財務支局長(第十条及び第十一条の二において「財務局	又は福岡財務支局長(第十条及び第十一条の二第一項において「
第二十四条第一項の規定による有価証券報告書と併せて財務局長	第二十四条第一項の規定による有価証券報告書と併せて財務局長
、当該各号に定める様式により内部統制報告書三通を作成し、法	、当該各号に定める様式により内部統制報告書三通を作成し、法
第四条 内部統制報告書提出会社は、次の各号に掲げる区分に応じ	第四条 内部統制報告書提出会社は、次の各号に掲げる区分に応じ
(内部統制報告書の記載事項)	(内部統制報告書の記載事項)
改正前	改正後

7 3 2 第十一条の二 8 るものとする。 きは、 が 記載するものとする。 三・四 (訂正内部統 かめり、 前項の きは、 前項の場合において、 示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある<u>と</u> 及ぼす影響 不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に 正されない理由の記載がある場合には、 前 略 前号に規定する場合において、 訂 正 訂 項 訂 内部統制報告書に開示すべき重要な不備の内容及びそれが是 当該記載がある旨を第 第 正 正 訂正 その内容 0 の対象となる内部統制報告書の提出 財務報告に係る内部統制は有効でない旨の記載があると 0 略」 号 箇所及び訂正の内容 理 0 由 報告書には、 制 略 訂 報告書の提出等) 正 の対象となる内部統制報告書に財務報告に係 内部統制報告書に開示すべき重要な不備 次に掲げる事項を記載するものとする 一項第一号ロの意見に含めて記載す 当 該事業年度の末日後に、 当該開示すべき重要な 日 開 7 第十一条の二 [項を加える。 _項を加える。 _項を加える。] 二 前号の場合において、 三. 四 (訂正報告書の提出先) は、 その内容 重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には 要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響 な不備の内容及びそれが是正されない理由を記載して 同上 内部 当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重 :統制報告書に財務報告に係る内部統制に開示すべき重要 同上] 同上 当該事業年度の末日後に、 開示すべき いる場合

は、 統制は有効でない旨を記載するときは、 訂 る内部統制は 正報告書に開示すべき重要な不備があり、 次に掲げる事項について記載するものとする。 有効である旨の記載がある場合におい 前項第二号の訂正 財務報告に係る内 て、 第 0 理 項 由 部 \mathcal{O}

- 当該開示すべき重要な不備の内容
- すべき重要な不備の是正の状況がある場合には、当該措置の内容及び当該措置による当該開示二 当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置
- な不備の記載がない理由 当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要三 財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正した経緯

(外国会社訂正報告書の提出要件)

第十六条 認める場合とする。 金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして 外国会社訂正報告書をいう。 会社が訂正報告書に代えて外国会社訂正報告書 る法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、 用する場合を含む。 を提出することを、 法第二十四条の四の五第三項 次条第二項において同じ。)において準用す その用語、 次条第一項及び第三項において同じ 様式及び作成方法に照らし、 (法第二十七条において準 (同項に規定する 外国

(外国会社訂正報告書の提出等)

(外国会社訂正報告書の提出要件)

第十六条 が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合 することを、 外国会社訂正報告書をいう。次条第一項において同じ。 用する場合を含む。 とする。 会社が訂正報告書に代えて外国会社訂正報告書 る法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、 法第二十四条の四の五第三項 その用語、 次条第二項において同じ。)において準用 様式及び作成方法に照らし、 (法第二十七条において進 (同項に規定する 金融庁長官)を提出 外国

、外国会社訂正報告書の提出等

【会社名】(2) 【英訳名】 【代表者の役職氏名】(3) 【最高財務責任者の役職氏名】(4) 【本店の所在の場所】		【授出書類】 【根拠条文】	第一号様式	な不備の記載がない理由	四 当該訂正の対象となる内	三 財務報告に係る内部統制	すべき重要な不備の是正	がある場合には、当該措置	二 当該開示すべき重要な	一当該開示すべき重要な不備	0	は、次に掲げる事項につい	統制は有効でない旨を記載するときは、	訂正報告書に開示すべき重要な不備があ	る内部統制は有効である旨の記載がある場合にお	3 前項第一号の訂正の対象	2 [略]	第十七条 [略]
	財務 (支) 局長 年 月 日	内部統制報告書 金融商品取引法第 24 条の4の4第 <u></u> 項		田	6内部統制報告書に当該開示すべき重要	統制の評価結果を訂正した経緯	止の状況	措置の内容及び当該措置による当該開示	当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置	な不備の内容		いて日本語によって記載するものとする	載するときは、同項第二号の訂正の理由	重要な不備があり、財務報告に係る内部	旨の記載がある場合において、外国会社	前項第一号の訂正の対象となる内部統制報告書に財務報告に係		
【会社名】(2) 【英訳名】 【代表者の役職氏名】(3) 【最高財務責任者の役職氏名】(4) 【本店の所在の場所】		【提出書類】 【根拠条文】	第一号様式													[項を加える。]	2 [同上]	第十七条 [同上]
		内部統制報告書 金融商品取引法第 24 条の 4の 4 第 <u></u> 項																

【縦覧に供する場所】(5)

(記載上の注意)

[(1)~(6) 點]

(7) 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項

La∼c 點_

財務報告に係る内部統制の評価の範囲

できなかった場合には、その範囲及びその理由を記載すること。 財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施 財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した手順 <u>方法、根拠等</u>を簡潔に記載すること。なお、やむを得ない事情により

8

評価結果に関する事項

載するものとする。 財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる<u>事項のいずれかを</u>記

[a~d 略]

(9) 付記事項

た措置がある場合には、その内容 事業年度の末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施され

係る内部統制が有効でないと判断した場合において、事業年度の末日後 の内容と併せて当該措置が完了した旨を記載することができる 当該提出日までに、当該措置により当該開示すべき重要な不備を是正し ために実施された措置があるときは、その内容を記載すること。なお、 内部統制報告書の提出日までに、<u>当該</u>開示すべき重要な不備を是正する 事業年度の末日において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に 財務報告に係る内部統制が有効であると判断した場合には、当該措置

不備を記載している場合には、その是正状況 当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な

こと。ただし、当該是正状況の記載内容が当該内部統制報告書に記載し 容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正状況を記載する べき重要な不備を是正するために実施された措置があるときは、その内 不備を記載している場合において、当事業年度の末日までに当該開示す 当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な

【縦覧に供する場所】(5)

同左]

(記載上の注意) [(1)~(6) 同左]

[同左]

[a~c 同左]

[同左]

かった場合には、その範囲及びその理由を記載すること。 報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施できな <u>方法等</u>を簡潔に記載すること。なお、やむを得ない事情により、財務 財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した手順

[同左]

のとする。 財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる<u>区分に応じ</u>記載するも

[a~d 同左]

[同左]

[同左]

[同左]

するために実施された措置がある場合には、その内容を記載すること 内部統制報告書の提出日までに、<u>記載した</u>開示すべき重要な不備を是正 係る内部統制が有効でないと判断した場合において、事業年度の末日後 事業年度の末日において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に

[加える。]

a [同左]		a [略]
(10) [同左]		(10) 付記事項
[a~d 同左]		[a∼d ℍ
ものとする。	とする。	載するものとする。
財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる <u>区分に応じ</u> 記載する	財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる事項のいずれかを記	財務報告
(9) [同左]	評価結果に関する事項	(9) 評価結果(
かった場合には、その範囲及びその理由を記載すること。	なかった場合には、その範囲及びその理由を記載すること。	なかったも
報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施できな	財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施でき	財務報告
、 <u>方法等</u> を簡潔に記載すること。なお、やむを得ない事情により、財務	<u>方法、根拠等</u> を簡潔に記載すること。なお、やむを得ない事情により、	、方法、柞
財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した手順	財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した手順	財務報
d [同左]	財務報告に係る内部統制の評価の範囲	d 財務報台
[a~c 同左]	略]	[a ~ c ≡
(8) [同左]	囲、基準日及び評価手続に関する事項	(8) 評価の範囲、
[(1)~(7) 同左]		[(1)~(7) 略]
(記載上の注意)		(記載上の注意)
[1~5 同左]		[1~5 略]
(所在地)	(所在地)	
【縦覧に供する場所】(6) 名称	名称	【縦覧に供する場所】(6)
〔電話番号〕	[電	【電話番号】
【代理人の住所又は所在地】		【代理人の住所又は所在地】
【代理人の氏名又は名称】(5)		【代理人の氏名又は名称】(5)
(最高財務責任者の役職氏名】(4)	(4)	【最高財務責任者の役職氏名】
【代表者の役職氏名】(3)		【代表者の役職氏名】(3)
【会社名】(2)		【会社名】(2)
【提出日】 年 月 日	年 月 日 【提	【提出日】
【提出先】 関東財務局長	関東財務局長	【提出先】
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第_項	金融商品取引法第24条の4の4第_項 【根	【根拠条文】
【提出書類】 内部統制報告書	内部統制報告書	【提出書類】
)	【表紙】	【表紙】
第二号様式	第二	第二号様式
(10) [同左]		(10) [昭]
	ている事項又は当事業年度に係る内部統制報告書に記載する(8)cに掲げ 公事項と同一の内容となる場合には、これを記載しないことができる。	イ町量の
		ı

	備考 表中の [] の記載は注記である。
W [PAS]	
	項又は当事業年度に係る内部統制報告書に記載する(9)cに掲げる事項と同
	ただし、当該是正状況の記載内容が当該内部統制報告書に記載している事
	び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正状況を記載すること。
	き重要な不備を是正するために実施された措置があるときは、その内容及
	不備を記載している場合において、当事業年度の末日までに当該開示すべ
	当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な
	備を記載している場合には、その是正状況
[加える。]	c 当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な不
	せて当該措置が完了した旨を記載することができる
	告に係る内部統制が有効であると判断した場合には、当該措置の内容と併
	出日までに、当該措置により当該開示すべき重要な不備を是正し、財務報
めに実施された措置がある <u>場合には</u> 、その内容を記載すること	に実施された措置がある <u>ときは</u> 、その内容を記載する <u>こと。なお、当該提</u>
統制報告書の提出日までに、 <u>記載した</u> 開示すべき重要な不備を是正するた	部統制報告書の提出日までに、 <u>当該</u> 開示すべき重要な不備を是正するため
る内部統制が有効でないと判断した場合において、事業年度の末日後内部	係る内部統制が有効でないと判断した場合において、事業年度の末日後内
事業年度の末日において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係	事業年度の末日において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に
	た措置がある場合には、その内容
b [同左]	b 事業年度の末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施され